

令和3年 第5回

佐野市農業委員会総会議事録

## 佐野市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年5月26日（火）午後1時30分から午後2時41分まで

2. 開催場所 佐野市役所本庁舎 6階大会議室A、B

3. 出席委員 (13人)

会長	16番	志賀喜一
委員	1番	川上美由紀
委員	2番	石川俊雄
委員	3番	立川久恵
委員	4番	相場重雄
委員	5番	小関昭男
委員	6番	向田栄一
委員	7番	小林秀男
委員	9番	若田部明
委員	11番	本島光雄
委員	12番	大拙 孝
委員	13番	野村春男
委員	14番	川田恒夫

4. 欠席委員 (3人)

委員	8番	新井 勉
委員	10番	金子一郎
委員	15番	澁江修身

## 5. 議事日程

日程第1 会期の決定について

日程第2 議事録署名委員の指名について

日程第3 会議書記の指名について

日程第4 報告第1号から報告第2号までについて

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

日程第5 議案第1号から議案第6号までについて

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 非農地証明願について

議案第4号 佐野市農用地利用集積計画の決定について

議案第5号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について

議案第6号 農用地利用配分計画案について

## 6. 農業委員会事務局職員

事務局長	小野 勉
参事	磯部高志
農地調整係	係長 川田優子
	主査 飯塚康夫
	主任 鈴木正寛
	主任 小松崎梨菜
	主事補 柿沼誠一郎

## 7. 会議の概要

事務局長	ただいまから、令和3年第5回佐野市農業委員会総会を始めさせていただきます。
議長	開会に先立ち、本日の出席委員数の報告をさせます。事務局長、お願いします。
事務局長	はい、ご報告申し上げます。ただいまの出席委員は、13名でございます。なお、佐野市農業委員会総会規則第4条による届出のあった欠席委員は、議席番号8番 新井 勉委員、議席番号10番 金子一郎委員、議席番号15番 澁江修身委員の3名でございます。 また、農地利用最適化推進委員の出席は9名でございます。
議長	ただいま、事務局長の報告のとおり、出席委員数は13名であります。

したがって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

ただいまから、令和3年第5回佐野市農業委員会総会を開会いたします。

これより、議事日程に入ります。

日程第1、「会期の決定について」でございますが、本日1日としたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(なしの声)

異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

次に、日程第2、「議事録署名委員の指名について」であります。総会規則第19条第2項の規定により、議席番号3番 立川久恵委員、議席番号14番 川田恒夫委員のご両名を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第3、「会議書記の指名」を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の飯塚康夫主査、小松崎梨菜主任を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第4に入ります。報告の案件は、報告第1号から報告第2号までであります。

はじめに、報告第1号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について」事務局より報告をさせます。

事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

令和3年5月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第1号 朗読し報告)

議長

事務局の報告が終わりました。報告第1号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に、報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について」事務局より報告をさせます。

事務局

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

令和3年5月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第2号 朗読し報告)

議長

事務局の報告が終わりました。報告第2号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に、日程第5に入ります。本日、ご審議をいただく案件は、議案第1号から議案第5号まででありましたが、日程第5に議案第6号「農用地利用配分計画案について」を追加し、本日の議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって、日程第5に議案第6号を追加し、議題とすることに決定いたしました。

まず、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局をして議案第1号の説明をさせます。

事務局

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

令和3年5月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第1号 朗読し説明)

続きまして、現地調査の結果を報告いたします。

3条621番 契約内容は、売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。申請地までの距離は3.5km、所要時間は10分です。大農機具の所有状況は、トラクター1台を所有しており、コンバイン1台、田植機1台をリースしております。主な経営作物は、米、果樹類となっております。農作業従事人数は3人、従事日数は180日です。

検討事項7項目につきましては、5番につきまして、許可後の耕作面積は下限面積に達しますので、該当しません。また、7番につきましては、

現地調査を地区担当の委員にお願いいたしまして、結果「問題なし」とのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われま

3条6 2 2番 契約内容は、売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。申請地までの距離は2.7 km、所要時間は10分です。大農機具の所有状況は、トラクター1台、管理機1台、レイモア1台、トラック1台を所有しております。主な経営作物は、果樹類、野菜類となっております。農作業従事人数は2人、従事日数は450日です。

検討事項7項目につきましては、5番につきまして、許可後の耕作面積は下限面積に達しますので、該当しません。また、7番につきましては、現地調査を地区担当の委員にお願いいたしまして、結果「問題なし」とのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われま

3条6 2 3番 契約内容は、売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。申請地までの距離は0.1 km、所要時間は1分です。大農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機1台を所有しております。主な経営作物は、米、野菜類となっております。農作業従事人数は1人、従事日数は150日です。

検討事項7項目につきましては、5番につきまして、許可後の耕作面積は下限面積に達しますので、該当しません。また、7番につきましては、現地調査を地区担当の委員にお願いいたしまして、結果「問題なし」とのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われま

3条6 2 4番 契約内容は、売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。申請地までの距離は0.1 km、所要時間は5分です。大農機具の所有状況は、トラクター1台、小型コンバイン1台を所有しております。主な経営作物は、米、ハーブ類となっております。農作業従事人数は2人、従事日数は300日です。

検討事項7項目につきましては、5番につきまして、許可後の耕作面積は下限面積に達しますので、該当しません。また、7番につきましては、現地調査を地区担当の委員にお願いいたしまして、結果「問題なし」とのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われま

議 長

事務局の説明が終わりました。これより議案第1号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(若田部明委員 挙手)

議席番号9番 若田部明委員、どうぞ。

9番  
若田部委員

3条621番についてですが、耕作面積を農作業従事日数180日で管理できるのでしょうか。

事務局

回答いたします。申請者は大半の面積について梅を栽培しており、稲作等よりも管理の手間がかからず、農地の管理も行き届いていたので問題ないと考えております。

4番  
相場委員

私は一人で3ha程度やっております。ほとんどが稲作で多少野菜も栽培しており、従事日数は150日程度です。申請者の場合は、トラクターを所有しており、コンバインでの作業は委託しております。耕作の状況も良好なので、問題ないと考えております。

9番  
若田部委員

わかりました。

議 長

これをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第1号については、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、議案第1号については、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局をして議案第2号の説明をさせます。

事務局

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

令和3年5月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第2号 朗読し説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については、調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第2号について、調査班、お願いします。

調査班

5条805番について報告します。

「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第1種農地」に該当し、許可の基準は「原則不許可」です。立地基準は、転用目的が「農家住宅の敷地拡張」であり、不許可の例外事由である集落接続に該当します。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

5条806番について報告します。

「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第1種農地」に該当し、許可の基準は「原則不許可」です。立地基準は、転用目的が「一般住宅」であり、不許可の例外事由である集落接続に該当します。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

5条807番について報告します。

「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第1種農地」に該当し、許可の基準は「原則不許可」です。立地基準は、転用目的が「一般住宅」であり、不許可の例外事由である集落接続に該当します。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

5条808番について報告します。

「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第2種農地」に該当し、許可の基準は「周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可」です。立地基準は、転用目的が「一般住宅」であり、不許可の例外事由である集落接続に該当します。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

5条809番について報告します。

「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第2種農地」に該当し、許可の基準は「周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可」です。立地基準は、転用目的が「農家住宅敷地拡張」であり、不許可の例外事由である集落接続に該当します。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

5条810番について報告します。

「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第1種農地」に該当し、許可の基準は「原則不許可」です。立地基準は、転用目的が「一般住宅」であり、不許可の例外事由である集落接続に該当します。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

5条811番について報告します。

「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第2種農地」に該当し、許可の基準は「周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可」です。立地基準は、「代替地がない場合」に該当し、一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

5条812番について報告します。

「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第2種農地」に該当し、許可の基準は「周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可」です。立地基準は、「代替地がない場合」に該当し、一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

5条813番について報告します。

「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第2種農地」に該当し、許可の基準は「周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可」です。立地基準は、「代替地がない場合」に該当し、一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

5条814番について報告します。

「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第2種農地」に該当し、許可の基準は「周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可」です。立地基準は、「代替地がない場合」に該当し、一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

5条815番について報告します。

「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第2種農地」に該当し、許可の基準は「周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可」です。立地基準は、「代替地がない場合」に該当し、一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

5条816番について報告します。

「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第1種農地」に該当し、許可の基準は「原則不許可」です。立地基準は、転用目的が「一般住宅」であり、不許可の例外事由である集落接続に該当します。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

5条817番について報告します。

「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第1種農地」に該当し、許可の基準は「原則不許可」です。立地基準は、転用目的が「一般住宅」であり、不許可の例外事由である集落接続に該当します。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより議案第2号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(若田部明委員 挙手)

議席番号9番 若田部明委員、どうぞ。

9番  
若田部委員

5条807番について質問いたします。借人の2人はご夫婦ですよね。なぜ連名での申請なのでしょうか。

事務局

借人の名義については、2分の1ずつ共有で持ち分を持つということで申請がなされております。申請者について指定はありませんので、ご夫婦で申請されたいということであればそれでも可能です。貸人のご親族が借人の奥様になります。調整区域ですので開発の許可も一緒に受けることとなりますが、開発の許可の基準がいくつかございまして、周辺に15年以上居住していた方、この土地に縁もゆかりもない方で許可基準が違ひまして、今回の案件については奥様が15年以上居住しているという条件に該当し、この条件で許可を受けるために、農地法5条許可の申請もご夫婦連名で申請されています。その他、資金、その後の登記や建築確認を取る関係で、申請が単独なのか共有なのかで影響が出てきますので、今後どのような管理をなされたいのかどうか、申請者によって様々な事情があると考えております。

9番  
若田部委員

わかりました。ありがとうございます。

議長

これをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第2号については転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、議案第2号については転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第3号「非農地証明願について」を議題といたします。事務局をして議案第3号の説明をさせます。

事務局

議案第3号 非農地証明願について、次のとおり証明願がありましたので、意見を求めます。

令和3年5月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第3号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については、調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第3号について、調査班、お願いいたします。

調査班

非農地477番について報告いたします。

願出地の周囲には通路を挟んで南に農地がありますが、営農に支障はないと思われま

す。願出地は人為的に転用行為が行われており、また20年以上経過しており、非農地証明は妥当であると思われま

議長

ありがとうございます。以上で調査班による報告が終わりました。これより議案第3号について質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第3号について、願いの

とおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、議案第3号は、願いのとおり証明することに決定いたしました。

次に、議案第4号「佐野市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局をして議案第4号の説明をさせます。

事務局

議案第4号 佐野市農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、佐野市長から決定の依頼がありましたので意見を求めます。

令和3年5月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第4号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。ここで、審議に入る前に、議事参与の制限についてご案内します。利用権設定関係の44番、175番について、議席番号14番 川田恒夫委員が議事参与の制限に該当します。議案を分割して質疑させていただきますので、ご了承願います。

議案第4号 利用権設定関係の44番、175番について審議します。川田恒夫委員の退室をお願いします。

(川田恒夫委員 退室14:29)

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第4号 利用権設定関係の44番、175番については、計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、議案第4号 利用権設定関係の44番、175番については、計画のとおり承認することに決定いたしました。川田恒夫委員の入室をお願いします。

(川田恒夫委員 入室14:30)

次に、利用権設定関係の51番について、議席番号7番 小林秀男委員が議事参与の制限に該当します。議案を分割して質疑させていただきますので、ご了承願います。

議案第4号 利用権設定関係の51番について審議します。小林秀男委員の退室をお願いします。

(小林秀男委員 退室14:31)

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第4号 利用権設定関係の51番については、計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、議案第4号 利用権設定関係の51番については、計画のとおり承認することに決定いたしました。小林秀男委員の入室をお願いします。

(小林秀男委員 入室14:32)

次に、議案第4号 利用権設定関係の44番、51番、175番以外の案件について審議します。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第4号 利用権設定関係の44番、51番、175番以外の案件については、計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、議案第4号 利用権設定関係の44番、51番、175番以外の案件については、計画のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第5号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局をして議案第5号の説明をさせます。

事務局

議案第5号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、佐野市長から決定の依頼がありましたので意見を求めます。

令和3年5月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第5号 朗読し説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第5号について、計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、議案第5号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について」は、計画のとおり承認することに決定をいたしました。

次に、追加いたしました議案第6号「農用地利用配分計画案について」を議題といたします。事務局をして議案第6号の説明をさせます。

事務局

議案第6号 農用地利用配分計画案について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条3項の規定により、佐野市長から協議がありましたので、意見を求めます。

令和3年5月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第6号 朗読し説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。ここで、審議に入る前に、議事参与の制限についてご案内します。議案第6号について、議席番号14番 川田恒夫委員が議事参与の制限に該当します。

川田恒夫委員の退室をお願いします。

(川田恒夫委員 退室14:36)

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(大拙 孝委員 挙手)

議席番号12番 大拙 孝委員、どうぞ。

12番  
大舘委員

なぜ追加議案となったのでしょうか。

事務局

人為的なミスになります。

12番  
大舘委員

借賃について、年額が1円単位まで設定されることは珍しいですね。何か理由があるのでしょうか。

事務局

以前この農地を借りていた方は果樹を栽培していました。その方が耕作しなくなってから誰も借りてくれる人がいなく、所有者が無償でも良いから誰か借りてくれる人がいないか探していたところ、今回の借人が引き受けてくれ、無償で借りるのはいかがなのかということで、両者の間で10aあたりの借賃を〇〇円と設定したので、年額が〇〇円ということになりました。

12番  
大舘委員

わかりました。

議長

これをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第6号については、計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、議案第6号については、計画のとおり承認することに決定いたしました。川田恒夫委員の入室をお願いします。

(川田恒夫委員 入室14:41)

以上をもちまして、本総会に提出されました全議案の審議を終了いたしました。令和3年第5回佐野市農業委員会総会を閉会いたします。慎重審議、ご協力ありがとうございました。

14時41分閉会